

見舞金の支給

(第7条関係)

犯罪によって亡くなられた方のご遺族に

遺族見舞金：30万円

犯罪によって重傷を負われたご本人に

傷害見舞金：10万円

を支給します。

※支給には要件があります。

国の犯罪被害給付制度

国の犯罪被害等への支援の一つとして、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づいた給付制度があります。

遺族給付金：320万円～

重傷病給付金：上限120万円

障害給付金：18万円～

※支給には要件があります。

問い合わせ

奈良県警察本部県民サービス課

TEL：0742-23-0110

住居の安定

(第8条関係)

町では犯罪被害者等が、犯罪等によってこれまでの住居に住むことができなくなった場合に必要な支援を行います。

また、町内で入居できないときは、奈良県とも調整を行います。

奈良県の支援

「奈良県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の被害の早期回復や軽減を図り、平穏な生活が営むことができるよう必要な支援を進めています。

【支援の例】

相談及び情報の提供など

心身に受けた影響からの回復

安全の確保

住居の安定

日常生活の支援など

問い合わせ

奈良県くらし創造部人権施策課

TEL：0742-27-8716

広報・啓発活動

(第9条関係)

犯罪に遭われた方が置かれている状況と犯罪に遭われた方々の支援について、いざというときに役立つように広報に努めます。

住民の役割

(第5条関係)

犯罪に遭われた方は、日常生活を送ることが難しくなります。また、犯罪に遭われたことで近所や職場・学校で心ない言葉をかけられて、苦しまれる方も少なくありません。

こうした状況を町民ひとりひとりが認識し、二次的な被害防止に配慮をお願いします。

犯罪に遭われた方々が、日常生活を取り戻すには、周りの支援が不可欠ですので、町が実施する施策に協力をお願いします。

